

訪問看護ステーションしみず運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人共済会が開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションしみず
- ② 所在地 鳥取県倉吉市宮川町129

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名：常勤、看護職員兼務
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- ② 看護職員 4名以上：常勤3名以上（内、1名は管理者兼務）
看護職員等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。
- ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 5名以上：非常勤
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。(必要に応じて営業時間外も訪問)
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 緊急時訪問看護
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に応じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 死後の処置料は、6,500円とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 第5条①以外での訪問看護料は、医療保険対象外につき医療保険利用者に限り1日あたり2,000円を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底する
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待防止のための研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第11条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、感染症予防及び蔓延防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 感染症予防及び蔓延防止のための委員会を年2回以上開催し、従業者に周知
 - ② 感染症予防及び蔓延防止のための指針を整備
 - ③ 従業者に対し、定期的な研修を実施

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス実施及び早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画の周知並びに定期的な研修を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するために指針の整備等必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人共済会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

第14条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ① 主治の医師による指示書
- ② 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- ③ 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- ④ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ⑤ 市町村への通知に係る記録
- ⑥ 苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

附則 この規程は平成28年 4月 1日より施行する。

この規程は平成28年 5月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成28年12月12日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成29年 4月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成30年 2月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は平成30年 3月16日一部改正し、同日より施行する。

この規程は令和 元年10月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は令和 4年 6月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は令和 5年 1月 1日一部改正し、同日より施行する。

この規程は令和 6年 3月 1日一部改正し、同日より施行する。